

太陰曆

平山清次

太陰（時の月と区別するため、天体の月を太陰とす。以下同じ）の盈虚を主とする曆法の総称。別ちて二種とす。一は全く太陽の運行を考慮せざるものにして、これを純太陰曆と称すべく、一は太陽の運行より起る季節の変遷を考慮するものにして、純太陰曆と太陽曆との中間に位するゆえ、当然陰陽曆と称すべきものなり。支那曆・ギリシヤ曆・印度曆^{インド}・バビロン曆・ユダヤ曆等主なるもの皆陰陽曆に属し、純太陰曆に属するは一のムハメド曆あるのみ。純太陰曆に於ては適当に大月と小月とを分布して曆月の平均の長さを太陰月に等しからしむれば足る。陰陽曆に於ては更に閏月を置き、曆年の平均の長さを太陽年に等しからしむるを要す。曆月は朔（太陽と太陰との黄経の相等しき時の日）より始むるものと、新月の日（太陰の始めて西天に現わるる日。朔と新月とは普通同一の意義に用いらるるも今は必要に依り之を区別す。新月の日は普通朔の日の翌日なり。）より始むるものと満月の日より始むるものとあり。置閏法には一定の位置に閏月を置くものと不定なるものと二種あり。其他大小配列法及年の始等、諸曆法各差違あり。次にムハメド曆^{インド}・バビロン曆・ユダヤ曆・ギリシヤ曆・支那曆及日本曆の構成及沿革の概要を記す。

ムハメド曆

ムハメド教国に行わるる曆は日没より日を始め、新月の日を第一日とし、十二カ月を一年として全く閏月を置かざるものなり。これによりて一年の長さは三百五十四日或は三百五十五日となり、一ヶ

年に約十一日、三十三ヶ年に約一年の差を生ず。此暦法の日常の生活に不便なるは明白なる事なり。されば農業・徴税等には古来エジプト暦又はユリウス暦を使用し、専ら寺院の行事にのみこれを用いたり。年号はムハメドのメッカ(Mecca)より出奔したる年、即ち西紀六二二年(ユリウス暦七月十五日)より起算す。ヘジラ(Hegira)紀元と称するもの是なり。其一二三五年は昭和八年四月二十六日に始まる。

印度暦

西紀前一世紀以後行われたる印度^{インド}の暦法は大略支那暦に同じく、太陽の十二宮に入る時期を求め、其期を含まざる太陰月を閏月とし、二つの期を含むものあるときは前の期に相当する月名を附し、後の期に属するものを省く。一太陰月を二九日五三〇六とせるは殆ど正しかりしも、太陽年に三六五日二五八七五の値を用いたるゆえ、大約六十年に一日の差を生じたり。月の始めに朔を採るものと望を採るものと二種あり。年も亦春分の頃より始むるものと、それより七ヶ月後に始むるものとあり。

バビロン暦

バビロンに於ては古来太陰暦を使用し、新月の日を第一日とし、年の始を春分の頃とし、第六月又は第十二月の後に閏月を置きて季節と暦日との連絡を図りたり。官の暦家は断えず天体の観測をなし、其結果によりて閏月の所在を布告せるものの如し。バビロンは古代天文学の發達せる所なりしにより西紀前三世紀頃、既に二九日五三〇五九の太陰月を推算に用い居たりと云う。此値は今日に於ても正しきものと認めらるるものなり。

ユダヤ暦

月は新月の日に、年は秋分の頃に始まる。平年十二ヶ月、閏年十三ヶ月、閏月を第六月の次に置く。西紀前三七六一年十月七日に起る紀元年号を用い、これを創世紀元(Meltaiā)と称す。西紀後五世紀以降行われたる暦法は、一太陰月を二九日五三〇五九四とせる章法にて、創世紀元年数を十九にて除したる剰除の零・三・六・八・十一・十四・十七に等しき七ヶ年を閏年とす。一年の日数は平年に於て三百五十三日

乃至三百五十五日、閏年に於て三百八十三日乃至三百八十五日となり、各月の大小は一年の日数に應じ、一定の規約により定まる。又年の第一日もし日曜・水曜・金曜に当れば次日に繰下ぐる規定あり。宗教上の便宜に基くなり。創世紀元五六七三年は明治四十五年九月十二日に始まる。

ギリシヤ曆

上古より太陰曆を用い新月の日より月を始め、閏月を第六月の後に置くことユダヤ曆に同じ。唯年の始を夏至の前後に取るの差あるのみ。曆法三種あり。八年法・メトン法・カリポス法是なり。

(一) 八年法(Oktaeteris) 最も古く行われたるものにして、八年に三回の閏月を置くものなり。最初の八年法は全日数を二九二〇日半となすもの、第二の八年法はこれを二九二二日となすもの、第三の八年法はこれを二九二三日半となすものなり。

(二) メトン法 十九年に七回の閏月を置き、全日数を六九四〇日となすものなり。西紀前四三三年メトン(Meton)の發明せるものと称せらる。

(三) カリポス法 七十六年(十九の四倍)を循環期となし、年と月との關係はメトン法と同一なるも、全日数を減じて六九三九日四分の三となすものなり。西紀前三三四年カリポス(Kalippos = Callipus)の發明せるものなりと云う。其他に西紀前一二五年頃ヒツパルコス(Hipparchus)は精密なる測定により三〇四年の循環期を求めたるも、年数の過多なるため行われざりしと云う。各循環期に相当する太陽年・太陰月の日数は次表の如し。

種類	年数	月数	日数	太陽年三六五日	太陰月二九日
八年法(一)	八	九九	二九二〇・五	・〇六二五	・五〇〇〇〇
同(二)	八	九九	二九二二・〇	・二五〇〇	・五一五一九

同 (三)	八	九九	二九二三・五	・四三七五	・五三〇三〇
メトン法	一九	二三五	六九四〇・〇	・二六三二	・五三一九二
カリポス法	七六	九四〇	二、七七五九・〇	・二五〇〇	・五三〇八五
ヒパルコス法	三〇四	三七六〇	一一、一〇三五・〇	・二四六七	・五三〇五九

ギリシヤに於て太陰曆を廢し、ユリウス曆を行いたる年代は詳かならざるも、大略六世紀頃なるべし。

支那曆

支那上古の曆法は不明なり。されど堯の時、季節の循環期を三百六十六日とし、閏月を置き、て曆日と季節との一致を図りたる事は尚書(經書)堯典によりて明かなり。夏(殷以前にあつた中国最古の王朝)より秦に至る四代の間、各正朔を改めたる事も經書の明記するところなり。正朔を改むとは年の始を改めたる意にして、夏は建寅、殷は建丑、周は建子、秦は建亥の月を歳首とせし事なり。建寅の月、建丑の月とは初昏、北斗七星中、斗柄の寅、又は丑の方向に向う時と解せらる。正朔を改めたる際、同時に月及四季の配置をも改めたるや否やに就き異論あり。改月論者は歳首を常に正月なりとし、不改月論者は夏の歳首は正月、殷は十二月、周は十一月、秦は十月なりと主張す。春秋(孔子が魯国の記録を編集したといわれる史書)には常に春王正月云々と記す。其意は当時曆の統一を闕き、民間には夏正(建寅)行われ、諸侯亦各特別の正朔を用いたるより、特に周王の正朔なる事を示したるものなりと云う。春秋に記載する日食を、後世の曆術により推算するに、当時建子の月を正月とし、これを歳首とし、春の始とせる事殆ど疑なし。即ち、周の正月は夏の十一月に当り、周の春は冬至前約半月に始まりたることとなる。されどこれらの事實は詩經(五經の一つ。孔子の編と)及礼記(五經の一つ。儒者の古礼に關する説を集めた書)(月令)に記せるものと一致せず。後世論議の止まざるはこれが為なり。漢は始め秦の正朔を襲用して建亥を用い、武

隋		周		齊	魏		宋		魏	漢			時代
大業	開皇	大象	天和	天保	興和	正光	大明	元嘉	景初	乾象	四分	三統	曆法
張胃玄	張賓	馮顛	甄鸞	宋景業	同	李業興	祖冲之	何承天	楊偉	劉洪	編訴	鄧平	造者
大業	開皇	大象	天和	天保	興和	正光	大明	元嘉	景初	建安	元和	太初	始行年
四	四	元	元	元	二	四	七	二十二	元	十一	二	元	
○六〇八	○五八四	○五七九	○五六六	○五五〇	○五四〇	○五二三	○五一〇	○四四五	○二三七	○二〇六	後〇〇八五	前〇一〇四	西紀
一一	二四	五	一三	一五	一一	一七	八〇	六五	二〇八	三一	一一一	一八八	行年数
同	同	同	同	隋書	同	魏書	同	宋書	同、宋書	晉書	後漢書	漢書	曆法所載

帝太初元年より始めて夏正に改めたり。其後王莽は十六年間商(殷の別名)正(建丑)を、曹魏の明帝は二年間同じく商正を、唐の則天武后は十年間周正(建子)を用いたるほか、清朝に至るまで、歴朝みな夏正を用いたり。支那曆法の史籍に記載せられたるは漢の三統曆に始まる。爾後現代に至るまで行われたる曆法の名称、編者の姓名、編成の年、行われたる年数及曆法を記載する史籍の名を記すれば次の如し。

宋								周	唐							
紀元	占天	觀天	奉元	明天	崇天	儀天	乾天	応天	欽天	崇玄	宣明	貞元 ^①	五紀	大衍	麟德	戊寅
同	姚舜輔	皇居卿	衛朴	周琮	宋行古	史序	吳昭素	応廼納	王朴	辺岡	徐昂	徐承嗣	郭獻之	僧一行	李淳風	傅仁均
同	崇寧	元裕	澠寧	治平	天聖	咸平	興 ^{太平} 國	乾德	顓德	景福	長慶	貞元	宝応	開元	麟德	武德
五	二	七	八	二	元	四	七	元	三	二	二	元	元	十七	二	二
一一〇六	一一〇三	一〇九二	一〇七五	一〇六五	一〇二三	一〇〇一	〇九八二	〇九三六	〇九五六	〇八九三	〇八二二	〇七八五	〇七六二	〇七二九	〇六六五	〇六一九
二一	三	一一	一七	一〇	四二	二二	一九	一九	五	一四	七一	三七	二三	三三	六四	四六
同		同		同	同	同	同	宋史	旧五代史、 五代史	同	同	同	唐書	同 同	同 同	旧唐書・ 唐書

清	明	元	宋								金		
(後)時憲 (前)時憲	崇禎 大統 ^②	授時	成天	會天	淳裕	開禧	統天	會元	淳熙	乾道	統元	修重 大明	大明
徐載 愁進 得賢	羅湯 雅若 谷望	元統	郭守敬	陳鼎	譚玉	李德卿	鮑澣之	楊忠輔	同	同	劉孝榮	陳得一	趙知微 楊級
乾隆	順治	崇禎 洪武	至元	咸淳	寶裕	淳裕	開禧	慶元	紹熙	淳熙	乾道	紹興	大定 天會
二	二	二 元	十七	七	元	十二	三	五	二	三	三	五	二十 十五
一七 三七	一六 四五	一六 二九 一三 六八	一二 八〇	一二 七一	一二 五三	一二 五二	一二 〇七	一二 九九	一二 九一	一二 七六	一二 六七	一二 三五	一二 八〇 一三 三七
一	九二	一四 後二 六二	八八	九	一八	一	四五	八	八	一五	九	三二	一〇 一 四三
同	曆象考成 下上 篇後	崇禎曆書 ^③ 明史	元史	同			同	同	同	同	同	宋史	同 金史

註

- (1) 唐書貞字を諱み、これを正元曆とす。
 (2) 明は始め大統曆を用い、終に又これを用いたり。故に行年数を二に分つ。
 (3) 西洋新法曆書ともいう。

造年及行年数には多少の差違あるを免れず。史籍の名を挙げざるは、曆法の伝わらざるものなり。其他古曆法にして単に其名を存するもの、一部に行われたるもの、全く行われざるものにして名あるものを挙げれば、

顓頊曆せんぎよく 南正重火正黎造

太初曆 司馬遷等造、史記之を記す。

黃初曆 魏黃初年間、韓翊造

泰始曆 西晋、魏の景初曆の称を改む。

三紀甲子元曆 東晋太元九年姜岌造。晋書曆法を記す。

玄始曆 北涼玄始年間趙陝造。北涼これを用う。

皇極曆 隋開皇年間、劉焯造。隋書曆法を記す。

光宅曆 唐武后聖曆元年瞿曇羅造。武后治世中これを用う。

九執曆 西域より来る。玄宗開元六年、瞿曇悉達に命じ訳す。

至德曆 肅宗至徳年間、韓穎造。大衍曆を増損したるもの。行五年。

觀象曆 唐元和元年、徐昂造。行十六年。

調元曆 五代晋天福四年、馬重績造。行五年。

乙未曆 金大定年間、耶律履造。

庚午元曆 元太祖十五年耶律楚材造。西征庚午元曆と称す。

等なり。次に諸曆法内容の一斑を説くべし。三統曆は二百三十五太陰月を十九年（章）とし、一カ月を二十九日八十一分の四十三とせり。二百三十五カ月を十九年となすは、いわゆる章法にして、始めてギリシヤに行われたるメトン法に同じ。三統曆に於て月の大小及閏月は一千五百三十九年を以て循環す。これを一統とす。更に三統を以て日の干支も亦循環す。これを一元とす。三統曆はまた置閏法の祖なり。其以前は閏年の最終の月を閏月とし、これを後九月と称せしが、以後は中氣（二十四節氣中、冬至・大寒・雨水・春分・穀雨・小満・夏至・大暑・処暑・秋分・霜降・小雪を中氣と称す）の入らざる月を閏月と定む。四分曆は其基礎に於て史記の太初曆と同一なるが如し。章法を用うる事三統曆に同じきも、一年を三百六十五日四分の一となすにより、閏及月の大小の循環期は四章（七十六年一節ほと称す）に減じ、日の干支は八十章（一千五百二十年紀法と称す）を以て循環す。三統・四分兩曆法の闕点けつてんは一年の長さの過大なるに在り。乾象曆はこれを改めて三六五日二四六二とせり。太陰の運行に遅疾あるを示したるも乾象曆に始まる。景初曆には始めて日食を推算する術あり。元嘉曆法の編者何承天は平朔を改め定朔を用いんとしたるも、反対ありて行われず。平朔とは朔より次朔に至る期間を一定となすもの、定朔とはこれを太陰の實際の運行に随い盈縮するものなり。平朔を用うれば、月の大小は概ね交互に來り、稀に大月の連続する事あるも、二回を超えず。定朔を用うれば、時に四回の大月、或は三回の小月の連続することあり。大明曆に至り始めて歳差を算入す。歳差の発見は其以前（東晋虞喜）に在るもこれを曆の推算に採りたるは大明曆に始まる。唐の大衍曆以後みなこれに倣ならう。大明曆はまた破章の祖なり。三統以後連続して行われたる十九年の章を改めて三百九十一年とし、一年

を三六五日二四六七（元嘉）より遽にわかに減じて三六五日二四二八とせるは非常の英断にして、隋の大業曆（三六五日二四三〇）南宋の統天曆（三六五日二四二五）のほか、唐宋曆家の企て及ばざりし所なり。正光・興和・天保・天和・大象・開皇の諸曆に就いては特に記すべきものなし。大明曆に代るも、其長所を学あたぶ能あたわず、徒いたずらに古廢の用数を増減したるのみ。張胄玄の大業曆はよく大明曆に学あたびたるほか、始めて太陽の運行の盈縮（北齊張子信發見）を算入せる事に就きて大いに取るべきものあり。唐の戊寅曆に至り始めて定朔法を行う。平朔によれば月の大小配置は均等なるも、晦日又は二日に日食を視る事あり。宋の何承天以来しばしば廢定朔を主張せるものありしも行われず、此時に至り始めて行われたるなり。其後大月の四回連続する場合起り、一時廢せられたるも、麟德曆以後再び定朔を用うるに至れり。麟德曆は歲差を取らざりしも、全く章を廢したる点に就て異彩あり。宣明曆に至り日食の推算に始めて太陰視差を加う。宋は南北合せて十八回、曆法を革あらためたるも、特に記すべきは唯一の統天曆あるのみ。一年を三六五日二四二五（グレゴリオ曆と同じ）とし、百年に就き約一万分の一ずつ減ずるものとせり。一万分の一は過大なるも、減少する点に就ては現今の学説と一致す。我国に於て麻田妥彰、高橋至時等の主唱せる歲周消長法の起源は実に此統天曆に存するなり。元の授時曆は統天曆を祖とし、これを大成したるものにして、支那固有の曆法中最も完備したるものなり。消長法を用うる事、統天曆に同じ。先代の曆法に改良を加えたる点は、日法を廢して万分法を用いたること、積年を廢して諸応数を用いたること是なり。日法とは主なる週期の共通分母にして、諸週期を表わすに分数を以てしたるを、授時曆は万分法により小数に改めたるなり。積年とは曆法の上元より起算する年数にして、上元とは諸週期の共通起点なり。此年数は週期の値の密なると共に増加し、金の大明曆の如き、実に三億八千三百七十六万八千五百三年を用う。授時曆はかくの如き大数を用うる不便を避け、代るに諸応数

を以てせり。応数とは暦元（多く始めて暦を行う年を採る）に対し、各週期の起点を示すものなり。支那固有の暦法を知らんと欲せば、授時暦を究めざるべからず。我国に於て貞享改暦前後大いに授時暦を研究したる事あり。授時暦議解・授時暦〔経〕俗解（中根元圭）・授時暦経諺解（亀谷和竹）・〔元史〕授時暦図解（亀谷和竹）・授時図解発揮（林正延）・授時暦日食法論解（高橋至時）等の著あるを以て知るべし。明の大統暦は授時暦より消長法を省きたるのみ。他は全く同一なり。唯其暦書は授時暦書に省略せる諸表を明細に記載するにより、授時暦を学ぶ者に便なるのみ。崇禎暦法はドイツ人湯若望（T. Adam Scall von Bell, S. J.）イタリア人羅雅谷（T. Rho, S. J.）明人徐光啓の手に成りたるものにして、これより支那固有の暦法は纔（わづか）に其形骸を存するのみ。用数並に計算法共に当時西洋に行われたるものを用うることとなれり。第谷（Tycho Brahe）の均輪法の如き是なり。清朝の始に行われたる時憲暦は崇禎法を校定せるものに過ぎず。但し平氣（又は恒氣）を廃し、定氣（又は実氣）を用いたるは此時に始まる。平氣と定氣との関係は平朔と定朔との関係に同じ。平氣は冬至を基礎とし、二十四氣の期間を均しく取るもの、定氣は黄道を十五度ずつに分割し、太陽の各分点を通過する時を取るものなり。一の氣より次の氣に至る期間は、平氣に在ては常に一五日二一八餘に当り、定氣に於ては一四日七二より一五日七三の間に変ず。中氣より次の中氣に至る期間は随て二九日四八に減ずることあり。これがために時として一暦月の内に二つの中氣を容るる場合を生ず。従来の置閏法はこれによりて不完全なるものとなり、嘉慶年間遂に一の規定をこれに附加することとなれり。即ち、いかなる場合に於ても冬至は十一月、夏至は五月、春分は二月、秋分は八月に入るを要す。閏月は此規定に背かざる範圍に於て定むるなり。後の時憲暦法は噶西尼（Cassini）法蘭德（Flamsteed?）等の天文書に抛りたるものにして、刻白爾（Kepler）の楕円面積法を用う。編成者はドイツ人戴進賢（L. Kögler, S. J.）ポルトガル人徐懋德（A. Peryra, S. J.）及清人明安図なり。次

に三統曆以下二十種に就き主なる用数を掲ぐ。

曆法	太陽年 三六五日	太陰月 二九日	章	交点月 二七日月	近点月 二七日月	歳差(日)
三統	・二五〇二	・五三〇八六	一九	・二一二七		
四分	・二五〇〇	・五三〇八五	一九	・二一二七		
乾象	・二四六二	・五三〇五四	一九	・二二二一五	・五五三四	
元嘉	・二四六七	・五三〇五九	一九	・二二二一九	・五五四五二	
大明	・二四二八	・五三〇五九	三九一	・二二二三三	・五五四六九	・〇二二八
開皇	・二四三四	・五三〇六一	四二九	・二二二三二	・五五四四一	
大業	・二四三〇	・五三〇五九	四一〇	・二二二三三	・五五四五五	・〇二一七
戊寅	・二四四六	・五三〇六〇	六七六	・二二二三四	・五五四五四	・〇二八〇
麟德	・二四四八	・五三〇六〇		・二二二三二	・五五四五四	
大衍	・二四四四	・五三〇五九		・二二二三一	・五五四六〇	・〇二二〇
五紀	・二四四八	・五三〇六〇		・二二二三二	・五五四五八	・〇二〇九
宣明	・二四四六	・五三〇六〇		・二二二三二	・五五四五五	・〇二一七
応天	・二四六六	・五三〇五九		・二二二三八	・五五四五五	・〇二一八
崇天	・二四四六	・五三〇五九		・二二二三二	・五五四五九	・〇二一八
重 大 修 明	・二四三六	・五三〇五九		・二二二三三	・五五四六一	・〇一三二

西洋諸国 現行曆	統天	開禧	授時	崇禎	(後)時憲
	・二四二五 ^①	・二四三一	・二四二五 ^②	・二四二一九	・二四二三三
	・五三〇六〇	・五三〇五九	・五三〇五九	・五三〇五九二	・五三〇五九一
	・二二二二五	・二二二二二	・二二二二二	・二二二二二	・二二二二二〇
	・五五四五八	・五三四五九	・五五四六〇	・五五四五七	・五三四六〇
	・〇一五〇	・〇一四八	・〇一五〇	・〇一四四	・〇一四一六

註

- ① 百年に付、〇・〇〇〇二減。
- ② 百年に付、〇・〇〇〇二減。
- ③ 太陰月の消長を略す。

日本歴

我国上古より曆法を有したるや否や疑問なり。日本書記には神武天皇以来曆日干支を記し、崇神天皇の世に夷人なお正朔を奉ぜざる由を記すれど古事記には全くそれらの事を記せず、本居宣長は其著真曆考に上代自然曆（天地おのづからの曆）を用いたる事を辯ず。自然曆を用うる事は曆法を有せざる事に歸す。

我国上古の曆法に就ては別に安藤有益の本朝統曆、保井春海の日本長曆、中根元圭の皇和通曆、平田篤胤の天朝無窮曆等あり。春海と元圭とは共に書紀の干支に基き、遡りて其曆法を推定し、各三種ありとす。

	曆元	太陽年三六五日	太陰月二九日
日本長曆	神武元 仁徳十一 舒明元	・二四六四 ・二四七三 ・二四六四	・五三〇五九八 同 同
皇和通曆	東征甲寅 仁徳十一 皇極二	・二四六二五 ・二四七〇〇 ・二四四九〇	・五三〇六二五 ・五三〇六〇 ・五三〇六一

篤胤は太古曆（四分曆に同じ）と名付くる曆法を以て上古の曆法とし、書紀の干支と強いて一致せしめたるも、孝安天皇四十一年以後にはこれを及ぼす^{あた}能わず。後天曆（三六五・二四一六七―二九・五三〇五九）と称するものを以てこれに代用せり。

書紀の曆日は正確なりや否やこれを証する事難し。明確に曆日を有したるは持統天皇以後なるも、其以前にもこれを有したること疑なし。政事要略に「推古天皇十二年、歳次甲子、正月戊戌朔、始用^二曆日^一」とあり、或は近からん。持統天皇以後明治五年改曆まで、我国に行われた曆法次の如し。

曆法	造者	始行年	西紀	行年数	曆法所載
元嘉	何承天	持統六	〇六九二	五	宋書
儀鳳	李淳風	文武元	〇六九七	六七	旧唐書・唐書
大衍	僧一行	天平宝字八	〇七六四	九四	晋書

五紀	郭獻之	天安	二	〇八五八	四	唐書
宣明	徐曷	貞觀	四	〇八六二	八二三	同
貞享	保井春海	貞享	二	一六八五	七〇	貞享曆書
宝曆	安倍泰邦等	宝曆	五	一七五五	四三	歴法新書
寛政	高橋至時等	寛政	十	一七八九	四五	曆法新書 寛政曆書
天保	渋川景佑等	天保	十四	一八四三	三〇	新法曆書

元嘉・儀鳳両暦の行年には異説あり。姑く皇和通暦に従う。儀鳳暦は唐の麟徳暦にして儀鳳年間彼地に行われたるより其名あり。宣明暦は最も永く行われたるにより名を知らる。其暦元より貞享元年まで実に八百六十二年に及ぶ。此暦法は前に記したる如く、一年を三六五日二四四六となすゆえ、八百六十二年にして二日以上の差を生ず。これによりて当時改暦の声熾さかんに起り、始め明の大統暦を用うることとなりしも、一年ならずしてこれを変じ、保井春海の貞享暦を行うこととなれり。貞享暦は元の授時暦に里差（経度差）を加算し、実測によりてこれを京都の子午線に転じたるものなり。授時暦の消長法の過大なるは前述の如し。貞享暦はこれによりて歳周（太陽年）を更あらため、三六五日二四一七なる過小の値を用いたり（此部分小川清彦氏の注意により訂正）。春海は暦家として成功したるものにあらず、されど支那の暦法を其ままに採らず、これを日本に適應せしめんとため努めたるは、我国暦学の祖として永く尊崇するに値すること論なし。宝曆暦は安倍泰邦、渋川図書等の撰にして少しく貞享暦を改めたるもののみ。寛政暦は高橋至時・山路徳風・吉田秀升・間重富等の撰にして、清の時憲暦（後）に里差を加算し、且かつ、麻田妥彰の歳周消長法を用いたるもの、間接に西洋の

暦法〔カッシニ(Cassini)等の〕に学びたるものなり。天保暦は主としてフランス人ラランド(J.J. de Lalande)の著書“*Astronomie*” (蘭訳“*Astronomia of Sterrekunde*” 1773-80)により、当時の天文方渋川景佑・足立信頭等の編成したるものなり。支那の暦家は直接に宣教師等に就きて西洋の暦学を学び、日本の暦家は書籍のみによりこれを学びたり。高橋至時を始とし、当時の人々の苦心想うべし。我国にて定気を用いたるは天保暦に始まる。次に貞享以下、四暦法の主要なる用数を掲ぐ。貞享・宝暦両暦と授時暦との関係は其用数を比して知るべし。元嘉以下、五暦の用数は前記支那暦用数表中に在り。

暦法	太陽年 三六五日	太陰月 二九日	交点月 二七日	近点月 二七日	歳差
貞享	・二四一七	・五三〇五九	・二二二二二	・五五四六〇	・〇一五〇
宝暦	・二四一六	・五三〇五九	・二二二二二	・五五四六〇	・〇一五〇
寛政	・二四二三五	・五三〇五八四	・二二二二三四	・五五四五七	・〇一四四
天保	・二四二二三	・五三〇五八八	・二二二二二七	・五五四五六	・〇一四二二

天保暦の準拠せる暦法原則を今の術語によりて記載せば次の如し。

- (一) 太陽と太陰と黄経の相等しき時刻を朔とす。(定朔)
- (二) 各宮の原点に太陽の在る時刻を中気とす。(定気)。
- (三) 曆日は京都に於ける地方真太陽時午前零時に始まる。
- (四) 曆月は朔を含む曆日に始まる。
- (五) 曆月中冬至を含むものを十一月、春分を含むものを二月、夏至を含むものを五月、秋分を含むものを八月とす。
- (六) 閏は中気を含まざる曆月に置く。中気を含まざる曆月必ずしもみな閏月とならず。

明治五年改曆以後同四十二年迄、太陽曆に附して頒布したる太陰曆も亦、此原則に拠りたるものなり。但し第三項の日の始は明治二十年迄は東京に於ける地方平均太陽時午前零時を採り、以後は中央標準時午前零時に改めたり。

(日本百科大辞典より転載)

- 『暦法及時法』（恒星社、一九四三年七月再版）所収。
- 読みやすさのために、旧かな遣いは新かな遣いに変更し、適宜振り仮名をつけた。
- 理解を助けるために適宜割注を附した。
- PDF化にはL^AT_EX_{2_ε}でタイプセッティングを行い、dvi₂pdfxを使用した。

科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」

<http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/sciencelib.html>

「科学図書館」に新しく収録した文献の案内、その他「科学図書館」に関する意見などは、「科学図書館掲示板」

<http://6325.teacup.com/munehiroumeda/bbs>

を御覧いただくか、書き込みください。